

議案説明書

こども福祉部 保育課

提出議会：令和7年第2回定例会

1 案件名

議案11号 佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

2 概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い食事の提供の特例に係る要件を改め、及び所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることから、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすことができるように、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されるため、本条例を当該基準に基づき改正する。

4 その他の事項

施行日 令和7年4月1日（第26条の改正規定は、公布の日）